



Q 最低賃金の金額を高く引き上げてもらいたいと思っているのですが、鳥取県最低賃金はどのようにして決め

られているのですか？

A 最低賃金には地域別最低賃金と特定(産業別)最低賃金の2種類があります。ご質問の鳥取県最低賃金は地域別最低賃金にあたり、ま

最低賃金の決め方は？

中央最低賃金審議会に対し地域別最低賃金額改定の目安について調査審議を求めます(「諮問」といいます)。この審議会では、労働者、使用者、公益の三者の代表委員が議論を重ね最低賃金額改定の目安を示します。

次に、この改定の目安を参考に都道府県ごとの地方最低賃金審議会が具体的な金額の審議を行います。

鳥取県では鳥取労働局長が鳥取地方最低賃金審議会に対し、鳥取県最低賃金の改正決定について諮問を行います。

鳥取地方最低賃金審議会も中央最低賃金審議会と同様に三者構成となっており、地域の実情を踏まえた議論を行います。

検討にあたっては、労働者の生活費、県内の賃金水準、企業の支払い能力に加え、地域経済や雇用環境などを総合的に考慮します。

その後、審議結果は答申としてまとめられ、鳥取労働局長が最低賃金額を正式に決定し、公表します。

こうして決まった最低賃金は、一定の期間を経て適用されます。

鳥取労働局労働基準部賃金室

電話0857(29)1705

